

昭和56年5月31日以前に着工された

耐震性の劣る旧基準木造住宅に対して 耐震改修の支援をおこなっています

※予算額に達した時点で受付終了します。

※事前に必ずまちづくり推進課へお問い合わせください。着工後の申請は受付できません。

補助の種類・内容	① 耐震改修費補助 木造住宅の耐震化を促進します 新基準を満たすレベルまで補強する改修工事費用に対して、最大100万円の補助をします。
	対象 町が実施する「無料診断」を受け、判定値1.0未満の旧基準木造住宅を <u>判定値1.0以上、0.3を加算以上の工事</u> をする場合について補助をします。 ※以前、無料診断を受けた方で耐震改修をお考えの方は再診断を受けることができます。

補助の種類・内容	② 段階的耐震改修費補助 木造住宅の減災化を促進します。 耐震性の低い木造住宅を、倒壊しにくいレベルまで一度に改修することが難しい方等が、二度に分けて耐震改修工事を行う場合に最大100万円の補助をします。
	対象 一段目耐震改修工事（上限60万円） 町が実施する「無料診断」を受け、判定値0.4以下と診断された住宅について、 <u>判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事</u> に対して60万円（限度額）を補助します。 二段目耐震改修工事（上限40万円） その後、判定値を1.0以上とする工事を行う場合には、40万円（限度額）を補助します。

【耐震診断の判定値】	評 価	記 号	補 助 対 象
判定値0.4以下	：全壊の危険性が高い	×××	①または②
判定値0.4以上0.7未満	：倒壊する可能性が高い	××	①（1.0以上の工事）
判定値0.7以上1.0未満	：倒壊する可能性がある	×	①（0.3以上加算工事）
判定値1.0以上1.5未満	：一応安全である	○	OK
判定値1.5以上	：安全である	◎	OK